

第1章 組 織

○鳥羽志勢広域連合課設置条例

（平成11年4月1日）
（条例第3号）

改正 平成25年12月2日条例第5号

（課の設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、広域連合長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。

総務課

衛生課

環境課

介護保険課

（補則）

第2条 前条に定める各課の事務分掌及び職制等については、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月2日条例第5号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。